

# パイオニア株式会社 定款

## 第1章 総則

(商号)

**第1条** 当社はパイオニア株式会社と称し、英文では PIONEER CORPORATION と表示する。

(目的)

**第2条** 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子・電気機械器具の製造、販売
2. 光学機械器具、医療機械器具およびその他の機械器具の製造、販売
3. 映像、音声およびコンピュータのソフトウェアの企画、制作、製造、販売
4. 木工製品の製造、販売
5. 農産物および農産物栽培設備の製造、販売
6. 飲食品および酒類の販売ならびに飲食店および遊戯施設の経営
7. 不動産の売買、貸借、仲介および管理
8. 印刷出版業、広告代理業、建設工事業および損害保険代理業
9. 工業所有権、著作権およびその他の知的財産権の取得、管理、譲渡
10. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

**第3条** 当社は本店を神奈川県川崎市に置く。

(機関)

**第4条** 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

**第5条** 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

**第6条** 当社の発行可能株式総数は、4億株とする。

(自己株式の取得)

**第7条** 当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

**第8条** 当社の1単元の株式の数（以下「単元株式数」という。）は、100株とする。

(単元未満株式の売渡し請求)

**第9条** 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

**第10条** 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する取得請求権付株式の取得を当社に対して請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の売渡しを請求する権利

(株主名簿管理人)

**第11条** (1)当社は、株主名簿管理人を置く。

(2)株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。

(3)当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務、ならびにその他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

**第12条** 当社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

**第13条** (1)当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。

(2)前項のほか必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告の上、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とみなすことができる。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

**第14条** 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。

(株主総会の招集権者および議長)

**第15条** (1)株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、議長となる。

(2)取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

**第16条** 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(株主総会の決議方法)

**第17条** (1)株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2)会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

**第18条** 株主は、当社の議決権を有する株主1名を代理人として、議決権の行使を委任することができる。この場合には、株主または代理人は代理権の授与を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出するものとする。

(株主総会議事録)

**第19条** 株主総会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

### 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

**第20条** 当社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

**第21条** (1)取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(2)取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

**第22条** 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役および代表取締役)

**第23条** (1)取締役会は、その決議により、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

(2)取締役会は、その決議により、前項の役付取締役のうちから代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

**第24条** (1)取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

(2)取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

**第25条** 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

**第26条** 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

**第27条** 当社は、取締役会の決議事項について、取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

**第28条** 取締役会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規則)

**第29条** 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

**第30条** 取締役の報酬、退職慰労金およびその他の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役の数)

**第31条** 当社の監査役は3名以上とする。

(監査役の選任)

**第32条** 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

**第33条** (1)監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2)任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

**第34条** 監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

**第35条** 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

**第36条** 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

**第37条** 監査役会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規則)

**第38条** 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

**第39条** 監査役の報酬、退職慰労金およびその他の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

**第40条** 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金および中間配当金の基準日)

**第41条** (1)当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(2)当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に規定する剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。

(配当金の除斥期間)

**第42条** (1)期末配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

(2)未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけないものとする。

平成22年6月25日変更